

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一〇)
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令(経済産業一二)

(告示)

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件(文化庁四)
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(厚生労働五四)
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件(国土交通一三九)

(公告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

三

特殊法人等

日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他

会社決算公告

五

五

省

令

○農林水産省令第十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

農林水産大臣 坂本 哲志

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
 これを削る。

改正後
 改正前

区分	方法	要領	判定
ヨーネ病	1 予備的抗体検出法 又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査 牛についての検査の場合に実施することができ。ただし、検査の反応が陽性である場合には、2又は5の検査を行うものとする。	1・2 (略) 2の2 スクリーニング法 （ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（サイバーグリーン）を用いるものに限る。）による方法）による検査の場合 一 ヨーネ病核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を製すること。 二 リアルタイムPCR反応液（DNAポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシルーニグリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むものをいう。以下この号において同じ。） 〇・〇四五ミリリットルに1で作製した糞便抽出DNA液〇・〇〇五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液〇・〇四五ミリリットルに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希	1 次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患者とする。 一～三 (略) (削る。)

区分	方法	要領	判定
ヨーネ病	1 予備的抗体検出法 （以下「スクリーニング法」という。）による検査 牛についての検査の場合に実施することができ。ただし、検査の反応が陽性である場合には、2、3、4又は5の検査を行うものとする。	1・2 (略) (新設)	1 次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患者とする。 一～三 (略) 四 ヨーネ病の反応で腫脹の差が二ミリメートル以上であり、補体結合反応法による抗体価が十倍希釈血清以上であるもの 五 ヨーネ病の疑似患者であるめん羊又は山羊について、九十日後のヨーネ病検査及び補体結合反応検査による再検査において四又は五のいずれかになったもの 六 ヨーネ病の疑似患者であるめん羊又は山羊について、初回検査後二週間隔で三回以上補体結合反応検査を行

別表第一（第九条、第四十条関係）
検査の方法

別表第一（第九条、第四十条関係）
検査の方法

5 (略)

5 (略)

積したもの)〇・〇〇五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「指示陽性調整液」という)を、それぞれ〇・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートの二穴に〇・〇二五ミリリットルずつ分注すること。

三| 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十五分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四| 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもののうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とする。

2の3| スクリーニング法
(ヨ一ネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット(インターナルコントロール)を用いるものに限る。)による方法)による検査の場合

一| ヨ一ネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。

3 (略)

2 次(略)のいずれかに該当するものは、ヨ一ネ病の疑似患者とする。

四| (略)

一| ヨ一ニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル以上であるもの

二| 補体結合反応法による抗体価が五倍希釈血清以上であるもの

(新設)

3 (略)

2 次(略)のいずれかに該当するものは、ヨ一ネ病の疑似患者とする。

七| (略)

一| ヨ一ニンの反応で腫脹の差がめん羊若しくは山羊については四ミリメートル以上又は牛については二ミリメートル以上であり、補体結合反応法による抗体価が五倍希釈血清以下であるもの

二| ヨ一ニンの反応で腫脹の差がめん羊又は山羊については二ミリメートル以上四ミリメートル未満であり、補体結合反応法による抗体価が五倍希釈血清であるもの

三| ヨ一ニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル未満であり、補体結合反応法による抗体価が十倍希釈血清以上であるもの

二 ○・二ミリリットル容

量の PCR 用チューブ又は PCR 用九十六穴プレートを用いて、リアルタイム PCR 反応液 (DNA ポリメラーゼ、ウラシル・N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼ、リ水、インターナルコントロール、プライマーを含むものをいう。以下この号において同じ。)

○・〇四五ミリリットルに、^み製した糞便抽出 DNA 液 ○・〇五ミリリットルを混合したもの (以下この項において「検体調整液」という。)、リアルタイム PCR 反応液 ○・〇四五ミリリットルに指示陽性 DNA 液 ○・〇五ミリリットルを混合したもの及びリアルタイム PCR 反応液 ○・〇四五ミリリットルに指示陰性液 ○・〇五ミリリットルを混合したものを、それぞれ調整すること。

三 二のチューブ又はプレート

をリアルタイム PCR 装置により、四十度の温度で十分間、九十五度で十分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返し行うこと。

四 三の感作後に、二の検

体調整液の蛍光強度が上昇したもののうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が陽性解離温度を示した検体を陽性とし、陰性解離温度を示した検体を陰性とするこ

3 |

リアルタイムPCR法
(ヨ一ネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット(フーロップを用いるものに限る。)による方法)による検査の場合

一 ヨ一ネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を

製すること。

二 リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、ウラシル、N-グリコシラーゼ、インターナールコントロール、プライマー、フーロップを含むもの)をいう。以下この号において同じ。○・○四五ミリリットルに1で作製した糞便抽出DNA液

○・○四五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「検体調整液」という。)、リアルタイムPCR反応液○・○四五ミリリットルに指示陽性DNA液○・○四五ミリリットルを混合したもの(以下この項において「指示陽性調整液」という。)、及びリアルタイムPCR反応液○・○四五

3 |

リアルタイムPCR法による検査の場合

一 ヨ一ネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を

製すること。

二 リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル、N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むもの)○・○四五ミリリットルに1で作成した糞便抽出DNA液

○・○四五ミリリットルを混合したもの(以下「検体調整液」という。)、及びリアルタイムPCR反応液○・○四五ミリリットルに指示陽性DNA液(あらかじめヨ一ネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希釈したもの)を○・○四五ミリリットル混合したもの(以下「指示陽性調整液」という。)、それぞれ○・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートの二穴に○・

ミリリットルに指示陰性液〇・〇〇五ミリリットルを混合したものを、それぞれ〇・二ミリリットル容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートに二穴に〇・〇二五ミリリットルずつ分注すること。

三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四 三の感作後に、二の検体調整液が分注されたチューブ一本又はプレート一穴以上で陽性反応検出波長の蛍光強度が上昇した検体をDNA陽性とし、二の検体調整液が分注されたチューブ二本又はプレート二穴で陰性反応検出波長の蛍光強度が上昇した検体をDNA陰性とすること。

五 四でDNA陽性となつた検体について、指示陽性調整液を用いた用量一反応式からヨースネ菌DNA濃度を計算し、検体調整液〇・〇二五ミリリットル中のDNA量が〇・〇〇一ピコグラム以上と判定された検体を陽性と し、それ以外の検体を陰性とする。

〇二五ミリリットルずつ分注すること。

三 二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十五分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したものうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体をDNA陽性とし、それ以外の検体をDNA陰性とする。

五 四でDNA陽性となつた検体について、指示陽性調整液を用いた用量一反応式からヨースネ菌DNA濃度を計算し、検体調整液〇・〇二五ミリリットル中のDNA量が〇・〇〇一ピコグラム以上と判定された検体を陽性と し、それ以外の検体を陰性とする。

(略)	(略)	(略)	4・5 (略) 6 ヨーネ病の疑似患畜について、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムPCR法による検査を実施すること。
(略)	(略)	(略)	4・5 (略) 6 ヨーネ病の疑似患畜について、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムPCR法による検査（めん羊若しくは山羊にあつては、細菌検査（分離培養）、リアルタイムPCR法による検査、初回検査の九十日後のヨーンン検査及び補体結合反応検査又は初回検査後二週間隔で三回以上の補体結合反応検査）を実施すること。

附則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三項並びに第三条の八第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

経済産業大臣 齋藤 健

改 正 後

(法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件)

第四条の二 法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合を除く。）にあつては第三号をそれぞれ除く。）とする。

- 一 当該中小企業者が、信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日（以下「申込み」という。）以前二年間（法人の設立日から起算して申込みまでの期間が二年間に満たない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類（第四号イにおいて「貸借対照表等」という。）を当該金融機関の求めに応じて提出して

〔新設〕

改 正 前